

議案第 5 0 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 0 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する
条例

市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 1 6 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号に次のように加える。

オ あらかじめ市長又はこれに置かれる機関に対して行われた申請、届出その他の通知を受けて交付する証明書等で規則で定めるもの

第 4 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定めるところにより本人確認等を行うことができたときは、これらの手続を省略することができる。

第 4 条第 5 項中「第 2 項」を「第 2 項本文」に改め、同条第 6 項を削る。

第 6 条第 2 号中「住民基本台帳法施行令」の次に「(昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号)」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

住民サービスの向上を図るため、住民基本台帳カードを利用して提供するサービスとして、電子申請等に基づき交付する証明書等を自動交付機により交付するサービスを加えるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。